

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 7 日

令和 7 年松戸市農業委員会 2 月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和 7 年 2 月 7 日午後 3 時 00 分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館 7 階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉	浦	昌	平	2 番	杉	浦	勇	司
3 番	横	山	定	勝	5 番	渡	邊	洋	子
6 番	加	藤	万	里	子	7 番	山	口	輝
9 番	岩	佐	忠	夫	10 番	川	上	博	久
11 番	渡	来	和	治	12 番	渡	邊	慶	弘
13 番	鈴	木	榮	一	14 番	湯	浅	孝	一

明・矢切区域	齋	藤	香	明・矢切区域	平	川	正	俊
東 部 区 域	湯	浅	雅	之	常盤平・五香区域	山	崎	唯
馬橋・小金区域	湯	浅	清	司				

1. 欠席委員

8 番	戸	張	嘉	宣	15 番	相	田	敏	克
馬橋・小金区域	小	林	直	一					

1. 事務局出席職員

事務局長	加	藤	広	之	主幹兼 係長	武	井	博	子
係 長	落	合	利	彦					

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年2月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申入れがあり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番、横山定勝委員、議席番号5番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号までとなっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号を議題といたします。申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

横山委員 議席番号 3 番、横山定勝です。

去る 2 月 3 日月曜日、議案第 1 号審査のため、第 1 審査会第 2 審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員、私の 4 名により、現地調査の上、慎重に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることともご報告します。

それでは、議案第 1 号についてご説明いたします。

議案書の 1 ページ、議案参考資料については 1 ページから 6 ページになります。

申請地の位置については、1 ページのところでございます。

申請理由は、造園業を営んでいる個人から駐車場が必要との要望があったためです。

議案参考資料の 3 ページをご覧ください。

施設の概要については、工事関係車両 8 台を置く貸駐車場です。申請地の西側は、令和 3 年度に許可を受け転用されています。今回は東側に敷地拡張するものです。

排水については雨水のみで、自然浸透です。被害防除については、出入口を除く周囲に、単管パイプと砂利止め板を設置します。

農地区分については、上水道管、下水道管の 2 種類が埋設された道幅 4 メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね 500 メートル以内に 2 か所以上の公共施設があることから、第 3 種農地と判断いたしました。

以上、議案第 1 号について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第 3 種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、横山定勝座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛に送付することに決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号 松戸市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料につきましては7ページから8ページになります。

提案の理由といたしましては、参考資料の新旧対象条文のとおり、「農地銀行に関すること」につきましては農地中間管理事業へ移行したため、松戸市農業委員会事務局規程の一部を改正するものです。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。

ご案内のとおり法律が変わって、農地銀行が中間管理事業に移行したための改正とのことです。

農業委員、推進委員の皆さん、ご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないので、議案第2号につきましては承認いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書 3 ページ、報告事項 1 から 10 ページの報告事項 5 について、ご報告させていただきます。

まず 3 ページ、報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてですが、12 月分として、相続による所有権移転により 2 件の届出を受理しました。なお、あつせん希望はありませんでした。

次に、4 ページ、報告事項 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてですが、4 ページ下段の記載のとおり、12 月分として田 1 件、461 平米、畑 9 件、3,789 平米、合計 10 件、4,250 平米の届出を受理いたしました。

次に、5 ページから 8 ページ、報告事項 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてですが、12 月分として 8 ページに記載のとおり、田 10 件、7,207 平米、畑 23 件、1 万 4,169 平米、合計 33 件、2 万 1,376 平米の届出を受理いたしました。

次に、9 ページ、報告事項 4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、裁判所から 1 件、法務局から 3 件の照会があり、いずれも非農地回答をしました。

次に、10 ページ、報告事項 5 農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査の結果についてですが、令和 6 年 10 月から 11 月にかけて、農業委員または推進委員 2 名、事務局 2 名の計 4 名をもって 8 日間にわたり農地パトロールを実施した結果を報告します。

令和 6 年度の市街化調整区域内農地の遊休農地は、表の右下に記載のとおり 37 筆、2 万 8,936 平米でした。市外化区域内農地については該当ありませんでした。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は 7 件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和 7 年 2 月総会を終了いたします。

閉会 午後 3 時 11 分